

生徒指導提要进行

平成23年2月9日 第23号

北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導

第3節 喫煙、飲酒、薬物乱用(生徒指導提要P163～P165)

1 喫煙、飲酒、薬物乱用の現状

(1) 喫煙、飲酒

未成年の喫煙、飲酒は、次のステップとなる薬物乱用への入り口となりやすいことから入門薬物とも呼ばれています。日本では、中・高校生の喫煙は近年減少傾向にあります。飲酒は喫煙と比較すると高率です。

(2) 薬物乱用

平成7年以降は、特に中・高校生の覚せい剤による検挙者数が顕著に増加するなど第三次覚せい剤乱用期の到来と認識されており、近年の薬物乱用はMDMAや大麻などにも拡がり、乱用される薬物がますます多様化しています。青少年における薬物乱用の問題点として、薬物の恐ろしさに対する認識の甘さや誤り、ファッション感覚、他人に迷惑をかけなければ何をやっても個人の自由という間違った意識などが指摘されています。

2 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導

(1) 学校教育における考え方

児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用は、心身ともに健康な国民の育成をめざす上で見逃すことのできない重要な問題です。こうした行為を未然に防止する第一次予防の考え方は、依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、各個人がきっかけとなる誘因を避けたり、あるいは拒絶したりすることができるようになることを目標とするもので、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導はこうした目標をねらいとして進める必要があります。

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する生徒指導

喫煙、飲酒、薬物乱用などの課題を抱える児童生徒に対する生徒指導については、早期発見・早期対応のための指導を充実させることが大切であり、次の点に留意する必要があります。

- ① 喫煙、飲酒、薬物乱用から児童生徒を守るための方針や対策などが校長の責任の下に、適切に決定され、それが全教員に周知徹底され、共通理解が図られていること。
- ② 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為に対する方針や具体的な指導方法などについて保護者に周知徹底を図ることにより、保護者の協力が得られるようにすること。
- ③ 児童生徒からの喫煙、飲酒、薬物乱用などに関する悩みや友人関係上の問題などを積極的に受け止めることができるように、教育相談体制が確立されていること。
- ④ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題が起きたときに、速やかに適切に対応することができるように指導方針及び体制が確立されていること。

3 警察や医療機関などの関係機関との連携

児童生徒による喫煙や飲酒の問題については、未成年の時期から開始した喫煙、飲酒が、生涯にわたる健康の保持増進に対して大きな阻害要因になることが理解できるよう丁寧な個別指導が求められます。

薬物乱用の問題については、学校でこのような問題が起きた場合には教員単独で解決することは極めて困難です。また、児童生徒の薬物所持が判明した場合には、所持そのものが法的に禁止されていることから、学校で保管することはできないことに留意する必要があります。

なお、第三次薬物乱用防止五か年戦略では、

- ① すべての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催し、その際、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師などの協力を得つつ、その指導の一層の充実を図ること
- ② 学校警察連絡協議会などにおける少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性についての情報交換と、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請など、警察と学校関係者などとの連携を一層強化すること
- ③ 地域の実情や児童生徒などの発達の段階を踏まえ、大麻・MDMAなど合成麻薬の有害性・危険性に関する指導の充実を図ること

とされています。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。